

かさまつ

広 報
KASAMATSU

2008 March

No.970

3



ピヨピヨひろばでは、ひなまつりを前に乳幼児とお母さんが一緒になって、おだいり様とおひな様を折り紙で作りました＝児童館

目 次

	ページ
4月から後期高齢者医療制度始まる	2~3
町職員の給与を公表	4~6
笠松町議会議員選挙 3月23日	7
かさまつまちづくりガイド	10
情報BOX	12~18

療制度が始まります

の特性や生活実態などを踏まえて、高齢者にふさわしい

証が3月中に郵送されます。

保険料の軽減

★所得の少ない世帯に属するかた

所得の少ない世帯のかたは、世帯主および被保険者の所得に応じて、保険料の被保険者均等割が軽減(7割、5割、2割)されます。

★被用者保険の被扶養者であったかた

被用者保険の被扶養者であったかたは、制度加入時から2年間は被保険者均等割額を半額(5割)とし、所得割額を賦課しないとする軽減措置が適用されます。ただし、平成20年4月から9月までの半年間は保険料を徴収せず(=凍結)、平成20年10月から平成21年3月までの半年間は被保険者均等割額を9割軽減した額となります。

納付の方法

①年額18万円以上の年金を受給されているかたは、年金から天引きされます。【特別徴収】

※介護保険料と合わせた保険料が、年金受給額の1/2を超える場合は、特別徴収となりません。

※被用者保険の被扶養者であったかたに対する年金からの天引きは、平成20年10月から行われます(=凍結)。

②特別徴収以外のかたは、市町村から送付される納付書や口座振替により納めていただきます。【普通徴収】

◎医療費が高額になったとき(高額療養費)

1カ月の医療費が高額になったときは、申請をして認められると自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。ただし、老人保健制度において、申請をされたかたは後期高齢者医療制度に引き継がれますので、再度申請する必要はありません。

■自己負担限度額(月額)

所得区分	外来(個人ごと)	外来十入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算(44,400円)
一般	12,000円	44,400円
区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ	8,000円	15,000円

★()内は過去12カ月間に4回以上支給を受けた場合の4回目からの限度額

一 般：現役並み所得者、区分Ⅰ、区分Ⅱ以外の人
区分Ⅱ：世帯の全員が住民税非課税の人(区分Ⅰ以外)
区分Ⅰ：世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたとき0円となる人

◎葬祭費 被保険者が亡くなった場合、申請により葬祭を行ったかたに葬祭費として、5万円が支給されます。

◎健康診査 被保険者の健康保持・増進のため、市町村と協力して健康診査(仮称:ぎふ・すこやか健診)を実施します。

◎問合先 住民課 388-1115 岐阜県後期高齢者医療広域連合 387-6368

4月から後期高齢者医療

『後期高齢者医療制度』は、75歳以上の高齢者を対象に、その心身医療が受けられるように制度設計された新しい医療制度です。

平成20年4月1日の制度開始から被保険者となるかたには被保険者

◎後期高齢者医療制度のしくみ

75歳以上のかたおよび65歳以上75歳未満のかたで一定の障がいがあり広域連合の認定を受けたかたは、それまで加入していた国民健康保険や被用者保険から脱退し、後期高齢者医療制度に加入します。

医療給付や保険料の賦課は、岐阜県後期高齢者医療広域連合が行い、届出や申請などの窓口業務は市町村が行います。

医療の給付に要する経費のうち約5割を公費、約4割を74歳までのかたが加入する医療保険の支援金で負担し、残りの1割を被保険者全員のかたが保険料として負担することになります。

◎資格を取得するとき

▶ 75歳以上のかたは、75歳の誕生日から資格取得になります。

▶ 65歳以上75歳未満のかたで一定の障がいがあり広域連合の認定を受けたかたは、認定日から資格取得になります。

65歳以上75歳未満の老人保健制度で障がい認定を受けたかたは、広域連合の認定を受けたものとみなされます。

なお、障がい認定を受けたかたは、届出をすることで後期高齢者医療制度から脱退し、他の医療保険に加入することができます。

◎被保険者証

被保険者のかたには、1人に1枚、後期高齢者医療被保険者証が交付されます。被保険者証は水色でカードサイズとなります。

4月からは、この被保険者証を提示して診察・治療を受けます。



[実物と同じ大きさ]

◎医療機関で支払う自己負担割合

医療機関の窓口で支払う自己負担額は、かかった医療費の1割(現役並み所得者※は3割)です。

※現役並み所得者：同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいるかた。ただし、被保険者の収入の合計が、同一世帯に被保険者が2人以上いる場合は520万円未満のかた、1人のみの場合は383万円未満のかたは、申請により1割負担となります。

◎保険料

後期高齢者医療制度の保険料率は、岐阜県内均一で定められ、2年ごとに見直されます。

保険料額は、被保険者一人当たりの均等割額と、所得に応じた所得割額の合計で個人ごとに決められます。

被保険者均等割額(年額)	39,310円
所得割額(年額)	基礎控除後の 総所得金額等×7.39%

※保険料の限度額は、50万円(年額)となります。

どを公表します

4・5・6ページ

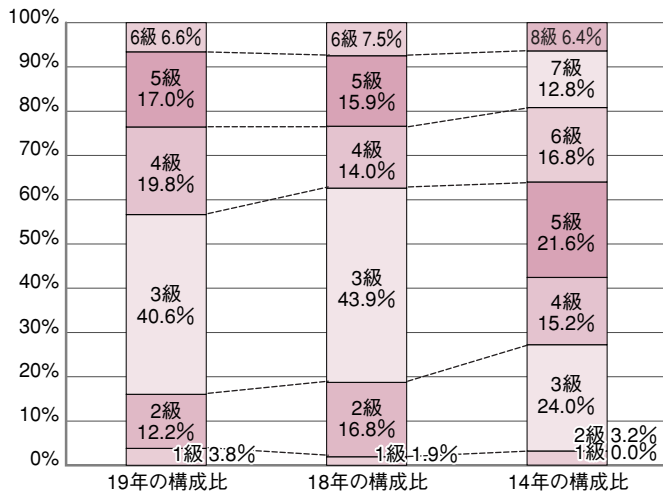
だくために、その状況について次のとおり公表します。

3 一般行政職の級別職員数などの状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	部長・参与	7人	6.6%
5級	課長・参事・主幹	18人	17.0%
4級	副主幹	21人	19.8%
3級	主査・技術主査	43人	40.6%
2級	主任・主任技師	13人	12.2%
1級	主事・技師	4人	3.8%

(注) 1 笠松町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 18年に8級制から6級制に変更している。
(旧給料表の1級および2級並びに4級および5級をそれぞれ統合)

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

笠松町		国	
1人当たり平均支給額 (18年度)	1,598千円	—	
(18年度支給割合)	期末手当 3.0月分 (1.6)月分 期末手当 1.45月分 (0.75)月分	町と同じ	
(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算 5%~15%	(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算 5%~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当 (19年4月1日現在)

笠松町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.00月分	27.30月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.75月分	42.12月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 (2%~30%加算)			定年前早期退職特別措置 (2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	3,887千円	23,404千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当 (19年4月1日現在)

支給実績 (18年度決算)	461千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)	230,700円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (18年度)	1.3%		
手当の種類 (手当数)	5種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症患者の救護等	日額1,000円
死体取扱手当	行路病死人等の死体取扱作業に従事する職員	死体取扱作業	1回1,000円
犬・猫等死体取扱手当	犬・猫等死体取扱作業に従事する職員	死体取扱作業	1回 300円
葬儀自動車運転手当	常時葬儀自動車の運転業務に従事する職員	葬儀自動車の運転業務	月額 25,000円
火葬手当	常時火葬作業に従事する職員	火葬作業	月額 35,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績 (18年度決算)	22,413千円
職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)	182千円
支給実績 (17年度決算)	29,766千円
職員1人当たり平均支給年額 (17年度決算)	227千円

(5) その他の手当 (19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	配偶者 月額13,000円 配偶者以外の扶養親族 月額 6,000円 (ただし、扶養親族の支給対象にならない配偶者がいる場合、扶養親族のうち1人6,500円) 職員に配偶者のない場合、扶養親族のうち1人 月額11,000円 16歳から22歳の子 1人につき5,000円加算	同じ		14,898千円	204,075円
住居手当	借家・借間に係る手当 月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対して家賃額に対応して支給 月額27,000円以内 自宅に係る手当 新築又は購入後5年間支給 月額 2,500円	同じ		3,375千円	153,398円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃相当額 自動車等使用者 2km以上(片道)使用者の距離に対応して支給 月額2,000円~24,500円	同じ		6,184千円	54,724円
管理職手当	各級の平均給料月額10%~14%	異なる	給料月額25%以内	12,367千円	458,051円

6ページに続く

町職員の給与など

職員の給与などの実態を町民の皆さんにご理解いた

笠松町の給与・定員管理などについて

1 総括

(1) 人件費の状況(一般会計決算)

区 分	住民基本 台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
18年度	22,043	5,512,513	408,185	1,266,259	23.0	22.4

(2) 職員給与費の状況(一般会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 与	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	127	556,322	58,776	220,918	836,016	6,583

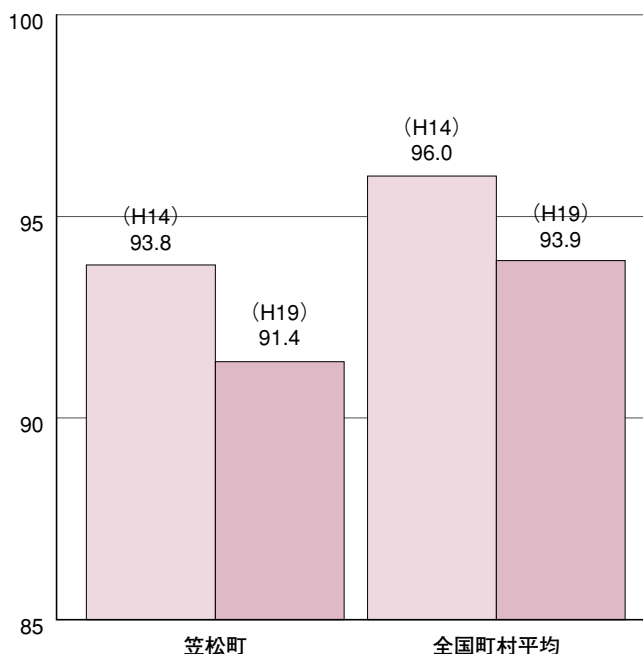
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は、19年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

平成19年度において、管理職手当および期末・勤勉手当の役職加算の支給率を減

管理職加算 20%減
役職加算 50%減

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 職員の平均給与月額、初任給などの状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況(19年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
	歳	円	円	円
笠松町	45.8	337,771	382,652	358,059
国	40.7	325,724	—	383,541

② 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
	歳	円	円	円
笠松町	54.9	284,600	324,900	284,600
国	48.8	287,094	—	320,514

(注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当などの手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(19年4月1日現在)

区 分		笠 松 町	国
一般行政職	大 学 卒	172,200円	172,200円
	高 校 卒	140,100円	140,100円
技能労務職	高 校 卒	137,200円	—
	中 学 卒	129,200円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(19年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	238,600円	291,720円	331,450円
	高校卒	—	254,467円	283,200円

5 特別職の報酬などの状況(19年4月1日現在)

区分		給料月額等
給料	町長	729,000円
	副町長	625,500円
報酬	議長	300,000円
	副議長	260,000円
	議員	240,000円
期末手当	町長	(19年度支給割合) 4.50月分
	副町長	(19年度支給割合) 4.50月分
	議長	(19年度支給割合) 4.50月分
	副議長 議員	(19年度支給割合) 4.50月分
退職手当	町長	(算定方式) (支給時期) 退職時給料月額×在職期間1年につき100分の500 退職時
	副町長	退職時給料月額×在職期間1年につき100分の300 退職時

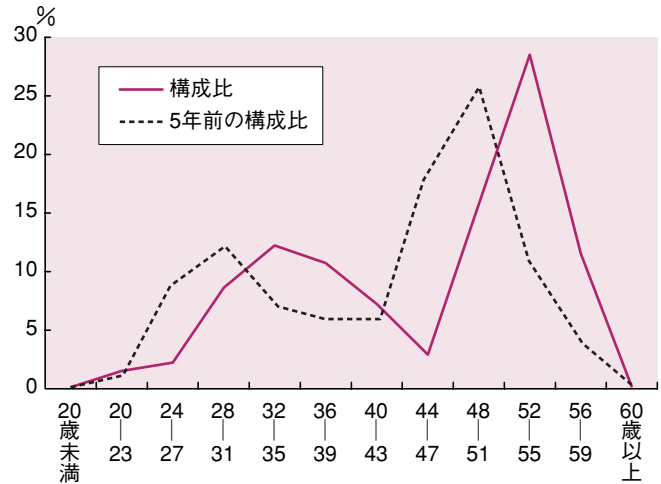
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由		
		平成19年	平成18年				
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	事務事業の見直し(保育所の廃止)	
		総務企画	41	41	0		
		税務	12	12	0		
		民生	31	42	△11		
		衛生	10	10	0		
		農林水産	2	2	0		
		商工	1	2	△1		事務事業の見直し
		土木	9	9	0		
	計	109	121	△12			
	教育部門	20	19	1	事務事業の見直し		
小計	129	140	△11				
公営企業等会計部門	水道	4	3	1	事務事業の見直し		
	下水道	3	5	△2	事務事業の見直し		
	その他	5	5	0			
	小計	12	13	△1			
合計		141	153	△12			
		[147]	[167]	[△20]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(19年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	3人	12人	17人	15人	10人	4人	22人	40人	16人	0人	141人

(3) 定員管理の数値目標および進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
157人	135人	△22人	△14.0%

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

部門	区分	17年	18年	19年	17年～19年	(参考)数値目標
		計画始期	1年目	2年目	計	
一般行政	職員数	124	121	109	—	97
	増減		△3	△12	△15 (55.6%)	△27
教育	職員数	19	19	20	—	22
	増減		0	1	1 (33.3%)	3
公営企業等会計	職員数	14	13	12	—	16
	増減		△1	△1	△2 (△100%)	2
計	職員数	157	153	141	—	135
	増減		△4	△12	△12 (54.5%)	△22

(注) 1 計画期間は、17年～21年の5年間である。
2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降降年までの職員増減数の累計を示す。

笠松町議会議員選挙

3月23日(日)
投票日

任期満了に伴う笠松町議会議員選挙が3月23日(日)に行われます。
貴重な権利を放棄しないよう必ず投票しましょう。



投票	<p>【投票日】 3月23日(日) 【時間】 午前7時～午後8時 【場所】 第1投票区 笠松中央公民館 集会室 第2投票区 松枝公民館 第3投票区 下羽栗会館</p>
投票できるかた	<p>昭和63年3月24日以前に生まれた人で、平成19年12月17日以前に笠松町で住民基本台帳(住民票)が作成され、町の選挙人名簿に登録されているかた (投票日当日までに町外へ転出されたかたは投票することができません。)</p>
期日前投票	<p>投票日に「工作中」「投票区の区域外に旅行中」などの理由で投票できないかたは、次の要領で期日前投票ができます。 【期間】 3月19日(水)～3月22日(土) 【時間】 午前8時30分～午後8時 【場所】 役場 1階 住民課ロビー 【方法】 宣誓書に書かれている事由を選択し、住所、氏名、生年月日を記入します。 印鑑は不要です。(入場券がなくても投票できます。)</p>
在宅投票	<p>身体に次のような重度の障がいがあるかたは、郵便により自宅で投票することができます。</p> <ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳をお持ちのかたで、両下肢、体幹または移動機能の障がい1級か2級のかた、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障がい1級か3級のかた、免疫の障がいの程度が1級から3級のかた・戦傷病者手帳をお持ちのかたで、両下肢、体幹または移動機能の障がい特別項症から第2項症までのかた、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障がい特別項症から第3項症までのかた・介護保険の被保険者証をお持ちのかたで、要介護状態区分が要介護5のかた
開票	<p>【月日】 3月23日(日) 【時間】 午後9時～ 【場所】 笠松中央公民館 3階大ホール</p>
投票所入場券	<p>3月18日(火)発送 万一、入場券をなくしたときでも投票はできますので、投票所で係員に申し出てください。 入場券が届かない場合は、町選挙管理委員会へお問い合わせください。</p>
問合せ先	<p>笠松町選挙管理委員会 ☎388-1111</p>

拡大読書器を 設置しました 福祉健康課

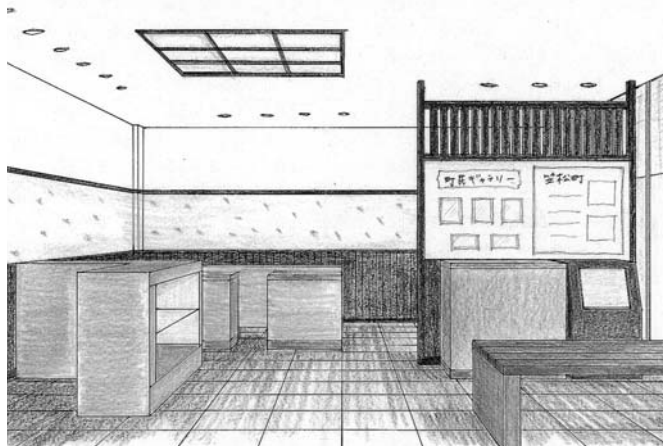
弱視や高齢のかたなどの情報支援機器として、拡大読書器を中央公民館図書室と役場1階の窓口に設置しました。お気軽にご利用ください。

「拡大読書器」とは？

メガネやコンタクトレンズで視力を矯正しても、十分な視力を得ることができない人の読書や文字を書くことを支援するための機器です。



図書室に設置された拡大読書器



ふらっと笠松のイメージ図

【開設時間】午前7時～午後7時

みなさん、「ふらっと笠松」で町の新しい発見、人々との交流を楽しんでください。

施設内は、「交流」スペースと笠松町をPRする商品や防災協定を締結している白川町の物産品などの「購買」スペースが一体となったフラットな空間となっています。

施設内は、町の紹介やイベント情報などのお知らせをはじめ、公共施設巡回町民バスの待合やミニ会合など「情報」、「交流」スペースと笠松町をPRする商品や防災協定を締結している白川町の物産品などの「購買」スペースが一体となったフラットな空間となっています。

「ふらっと」気軽に立ち寄り、「知る」「聞く」「見る」が一度に経験できる「ふらっと笠松」が4月1日、名鉄笠松駅構内にオープンします。

ふらっと笠松

4月1日にオープン

3月30日・4月6日の日曜日

休日窓口を開設

時間 午前8時30分～午後5時30分 住民異動届を受け付けます

年度末、年度始めは、就職、転勤、入学などで住所変更されるかたが多いことから、町では3月30日と4月6日の両日曜日に住民異動届（転入・転出・転居）の受け付けや住民異動届に関連する事務手続きができるよう、休日窓口を開設します。

受付場所と主な取扱事務は次のとおりです。

【受付場所】笠松町役場1階 住民課、福祉健康課、税務課の窓口

【取扱事務】○住民票の転出証明書交付

- 住民票の転入届・転居届・印鑑登録の受付
- 住民票の写し、戸籍謄本・抄本、印鑑証明書の交付
- 戸籍の届出（笠松町のみで受理決定の判断ができる場合に限る）
- 国保資格取得・喪失受付
- 福祉医療費・老人医療受給者証申請受付
- 児童手当認定請求書の受付
- 児童手当申請用の所得・課税証明書の交付
- 水道の給水開始・休止など申請書の受付
- 小・中学生の転入許可書の発行

※各種証明書の広域交付や外国人登録に関する諸手続きは取り扱いできません。

また、上記取扱事務の中で日曜日に休業している関係機関への問い合わせが必要な事務については、当日手続きができない場合があります。その際には、平日の時間帯に再度来庁していただくようお願いすることがありますので、ご了承ください。

【問合せ先】住民課

笠松春まつり開催

3月23日(日)～4月13日(日)

かさまつまちづくりイベント実行委員会主催の「笠松春まつり」が3月23日(日)からの『桜まつり』を皮切りに多彩な催しが行われます。ぜひ、お出かけください。

行事・日程	内 容
桜まつり 3月23日(日)～ 4月13日(日)	奈良津堤三角駐車場付近一帯の桜並木のライトアップ(午後10時まで) ※危険および景観阻害防止のためロープなどでの場所取りは禁止。
笠松陣屋市 4月12日(土) 午前11時～午後4時	本町通り一帯を歩行者天国にしてフリーマーケット、即売会、屋台コーナー、駄菓子販売、子ども広場など、陣屋市を再現。
宵まつり 4月12日(土) 午後5時～午後8時30分	西宮町産霊神社境内で町内みこし奉納、舞台イベント、屋台コーナー、抽選会の開催
本まつりオープニング 4月13日(日) 午前10時30分～午後0時10分	本町通りで、笠松清流太鼓の演奏、チャモロ民族ダンス、婦人会の踊り、園児の演技。
町内みこし 4月13日(日) 午前11時～午後4時	二見町、月美・緑町、中新町、下新町、八幡町の町内みこしが町内を練り歩き、八幡神社、産霊神社へ奉納
大名行列お奴 4月13日(日) 午後0時30分～午後3時15分	大名行列お奴は、毛槍を掛け声とともに投げ渡しながら練り歩く伝統芸能で、八幡神社と産霊神社の例祭へ奉芸(県重要無形民俗文化財)。

フリーマーケット出店者を募集

笠松陣屋市フリーマーケットの出店者を募集しています。

【応募資格】町内に在住の18歳以上で営利目的でないかた

【出店料】無料(ただし、1人1ブース3m×2m限り)

【申込期限】3月14日(金)

【申込・問合せ先】販売できない物品もありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

笠松町商工会 ☎388-2566 FAX387-6840





まちづくりガイド

町が取り組む施策や事業についてわかりやすくご紹介します

住みよいまちづくりは 風土・人づくりから

②③ 笠松町道德のまちづくり条例制定

温かさや安らぎが感じられ生きがいのもてる住みよいまちづくりを推進するため、平成19年第4回町議会定例会において「笠松町道德のまちづくり条例」が制定されました。

条例第1条(目的)で、「この条例は、笠松町における道德教育の一層の振興を図り、地域、家庭及び学校が一体となって道德的風土及び人づくりを進め、道德心、マナー及びルールを大切にしたい生きがいと誇りのもてるまちづくりを目指すことを目的とする」と規定されています。

町では、約40年前から学校を中心に、家庭・地域も一緒になり、道德教育に取り組んできました。こうした長年の取り組みの中で育まれたものを大切に、引継がねばなりません。さらに、町民憲章の精神のもと、道德心、マナーおよびルールを大切にする風土・人づくりを進め、生きがいと誇りのもてる町をみんなで築いていきましょう。

「道德のまち笠松委員会」

「道德のまちづくり」の進め方について検討するため、1月17日、「道德のまち笠松委員会」が開催されました。

委員に、山田善夫さん、服部靖嗣さん、加藤司郎さん、三宅順忍さん、岩井英子さん、金森恵美子さん、浅野弘光さんの7人が広江町長より委嘱され、委員長には浅野弘光さん(岐阜女子大学教授)が選出されました。

日本各地の現状などの報告後、審議をいただきました。委員からは、「当たり前のことが言葉ではなく行動など具体的な姿で示せる町に」「全町民で繰り返し取り組むことが大切」「町民全体が共有できる具体的な指針の検討」などのご意見をいただきました。

今後、こうした意見をもとに基本的な方針を定め、推進してまいります。皆さんの声もぜひお聞かせください。

教育文化課道德のまち担当(中央公民館内)

最近、こんなこと感じられませんか？

- あたりまえのことがあたりまえでなくなっていると・・・
- 人と人とのつながりや温かさが強く感じられないと・・・
- 自分の都合ばかりで、人への迷惑を考えない人が増えていると・・・

笠松町は、道德のまちづくり条例を制定し

笠松の風土・人づくり

を推進します！

笠松町民憲章
昭和54年10月制定



生きがいと誇りのもてる町づくり

道德のまち笠松

- ・道德的風土の感じられるまち
- ・21世紀を担う笠松人の育つまち

第4次総合計画
＜基本計画Ⅱ＞
温もりとやさしさに
包まれたまち

まず、あなたの家庭、
地域、学校で自分の
できることから始めま
しょう。

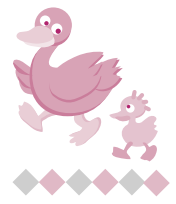
家庭・地域・学校で

PTA・町内会子ども会スポーツ少年団・ボランティア活動・各種イベントやスポーツ大会の活動で
町民として守るべきものを

- ・「はっきり」教える、伝える
- ・「しっかり」見せる、示す
- ・「じっくり」語り合い、考える
- ・「たっぷり」体験させ、共に活動する



家庭の絆 地域の絆



松枝小学校PTAでは、「うちの子、よその子、松枝の子、みんなで見守り育てよう」というスローガンの下、家庭・学校・地域全体で連携を図りながら子どもたちを見守り、育むことを目的とした活動をすすめてきました。

この基本理念を実践した活動の大きなものの一つが、毎年秋に開催される「ふれあいタイム」です。松枝小学校の子どもたちは学校でのクラブ活動の一環として、地域のかたから技能・知識を学ぶ時間を設け、地域のかたとの交流を深めています。そ

して、学んだ成果を発表する場が「ふれあいタイム」です。この日は、地域のかたを講師に迎え、親子でたこ・ロケットづくりなどさまざまな講座に参加して、世代や学年を越えたふれあいを楽しむことができました。

また、今年は家庭の絆の大切さを改めて見直すことを目的として、シンガーソングライターであり、カウンセラーの南修治氏を講師に迎え、「愛ひとつあれば」をテーマに子育てコンサートを開催しました。多くの保護者に参加していただき、参加者からは「忙しい日常の中で、



がむまの子

笠松町道徳教育連絡会議



ふれあいタイムで親子たこづくり



資源回収を手伝う児童たち

親子のふれあいの大切さを改めて感じた」といったご意見をいただきました。

さらに、資源回収も地域とのつながりを深める大切な活動です。父親委員会を中心に、春と秋の二回行われる活動ですが、主に六年生の子どもたちを中心にボランティアを募集したところ、二回で約百人が参加して、資源回収の作業を手伝ってくれました。

これらの活動を通じて、子どもたちが家族の一員であること、地域の一員であることを自覚し、その中の一人としての自分の役割を見出してくれることを願っています。

松枝小学校
PTA会長 足立篤隆

S P O R T S & R E C R E A T I O N

スポーツ & レクリエーション

新春ファミリーマラソン大会

町体育協会主催の「第30回新春ファミリーマラソン大会」が1月27日、笠松競馬場で開催されました。

ふだん入ることのできない競馬場の走路をコースとして行われ、県内外にも広く知れ渡り、約450人の参加者がマラソンやジョギングを楽しみました。成績は、次のとおりです。

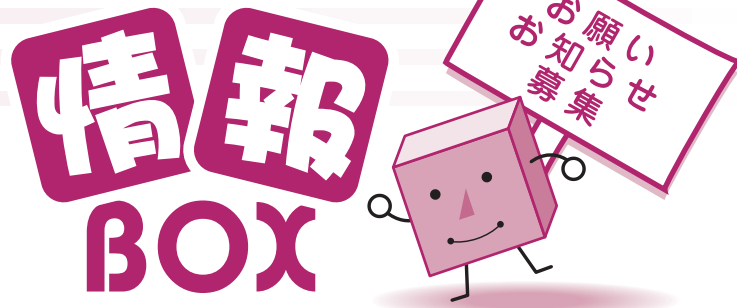
- (敬称略)
- ◎小学4年生以下男子の部
 - 優勝 加藤大志(岐南町)
 - 準優勝 渡邊 陵(北及)
 - 3位 平川健介(瓢町)
 - ◎小学4年生以下女子の部
 - 優勝 石川香織(岐阜市)
 - 準優勝 丹羽晴美(各務原市)

- 3位 岡田 梓(田代)
- ◎小学5年生男子の部
 - 優勝 権藤 耀(羽島市)
 - 準優勝 葛谷拓巳(長池)
 - 3位 奥村潤哉(各務原市)
- ◎小学5年生女子の部
 - 優勝 田島安香里(中野)
 - 準優勝 成田美咲(一宮市)
 - 3位 西田あゆみ(無動寺)
- ◎小学6年生男子の部
 - 優勝 岩田裕斗(江川)
 - 準優勝 林田隼大(各務原市)
 - 3位 駒瀬大武(下本町)
 - 藤井淳俊(円城寺)
- ◎小学6年生女子の部
 - 優勝 権藤菜津(羽島市)
 - 準優勝 高島佑奈(北及)
 - 3位 横山奈美(各務原市)

- ◎中学生男子の部
 - 優勝 浜野雄大(北及)
 - 準優勝 武藤 蓮(春日町)
 - 3位 桐山祐貴(岐阜市)
- ◎中学生女子の部
 - 優勝 葛谷華奈子(長池)
 - 準優勝 木部 栞(上新町)
 - 3位 岩田愛奈(長池)
- ◎一般男子の部
 - 優勝 渡辺寿己(岐阜市)
 - 準優勝 成田大貴(一宮市)
 - 3位 岡田信之(大垣市)
- ◎一般女子の部
 - 優勝 成田小百合(一宮市)
 - 準優勝 井貝麻依子(羽島市)
 - 3位 松波智穂(美笠通3)

〈お問い合わせは〉

役 場	☎388-1111	松枝公民館	☎387-0156
	FAX387-5816	総合会館	☎387-8432
北事務所	☎387-6266	福祉会館	☎387-1121
福祉健康センター	☎388-7171	子育て支援センター	☎387-2664
中央公民館 (町体育協会事務局)	☎388-3231	児童館	☎388-0811
教育文化課 学校教育担当	☎388-3926	町社会福祉協議会	☎387-5332
歴史民俗資料館	☎388-0161		



不妊症診断検査費・特定不妊治療費の一部助成について 福祉健康課

町では医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に要した費用や検査の費用の一部を助成しています。

すでに検査・治療がお済みのかたは3月31日(月)までに申請をしてください。

また、検査・治療終了の予定が3月末までになりそうな場合は、事前に福祉健康課までにご連絡ください。

	不妊症診断検査	特定不妊治療
対象者	法律上の婚姻をしている夫婦で、夫婦のいずれかまたは両方が笠松町に住所があるかた	
所得制限	所得制限なし	前年の所得が730万円未満(夫婦の所得の合計額)(1月から5月までは前々年)
助成の額	3万円	治療1回につき10万円
助成の回数	1回	1年度あたり2回まで
助成期間	5年間	
医療機関	指定なし	岐阜県の指定する医療機関
申請方法	検査または治療が終了後、必要書類を添えて福祉健康課へ申請してください	
申請時期	検査・治療を終了した日の属する年度内に申請	

就学援助費のお知らせ 羽島郡二町教育委員会

経済的理由で就学困難な小・中学生に、給食費・学用品費・その他学校に必要な経費の援助を行っています。

この援助を受けるには手続きが必要ですので、希望されるかたは、町内の民生児童委員・学校の担任または教育委員会にご相談ください。

詳しくは、羽島郡二町教育委員会(☎245-1133)にお問合せください。

休日急病診療(内科・歯科)のお知らせ 福祉健康課

3月の休日急病診療当番医は次のとおりです。受診の際は必ず保険証をご持参ください。

なお、当番医が急用などで変更する場合がありますので、前もって役場で確認してください。

下記以外については、羽島郡地域救急医療情報センター(羽島郡広域連合消防本部☎388-3799)へお問い合わせください。

〔内科系〕診療時間9時～16時

◆在宅当番医一覧表

日	医師名	所在	電話
2	岡山クリニック	岐南町 徳田	268-0307
9	沢田内科	岐南町 上印食	247-5131
16	杉山内科医院	笠松町 奈良町	388-3600
20	こめの医院	笠松町 米野	387-6010
23	愛生病院	笠松町 円城寺	388-3300
30	ひらたクリニック	笠松町 田代	387-3378

◆二次的病院は、すべての日程とも松波総合病院(田代☎388-0111)です。

※入院を必要とされるかたは、二次的病院に入院できます。

〔歯科系〕診療時間10時～16時

◆在宅当番医一覧表

日	医師名	所在	電話
2	さくら歯科	笠松町 門間	387-9114
9	三輪歯科医院	笠松町 円城寺	387-6110
16	西垣歯科クリニック	笠松町 北及	387-5900
20	みやかわ歯科医院	岐南町 下印食	272-9988
23	松原歯科医院	笠松町 美笠通	387-6600
30	名和歯科医院	笠松町 下本町	387-2956

物流・商品在庫管理

羽島梱包株式会社

岐阜県羽島郡笠松町北及1627

ショッピング アミューズメント カーライフ

豊かな暮らし広がるいつものこの街



カラフルタウン岐阜

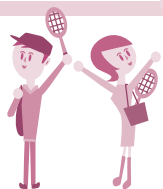
株式会社 トヨタオートモールクリエイト

〒501-6115 岐阜市柳津町丸野3-3-6

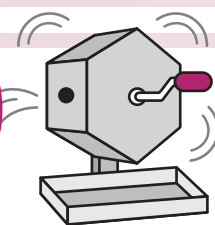
TEL058-388-5400

毎月7・8日はカラフルタウンデー

http://www.colorfultown.co.jp



体育施設の
利用抽選会



運動場・テニスコート
(4月分)

【月 日】 3月25日(火)
【時 間】 午後7時30分～
【場 所】 中央公民館

児童館行事のお知らせ 児童館

児童館では、小学生・幼児親子を対象に次の行事を開催しています。参加を希望されるかたは児童館へ直接または電話でお申し込みください。

また、開館日には卓球やトランプ、絵本などを自由に楽しむこともできますので、ぜひ遊びにきてください。

【小学生行事】

10:00～

月	日(曜日)	行 事 名
4月	5日(土)	つくってみよう
	19日(土)	ボラクラブ
	20日(日)	ふうせんバレー
	27日(日)	母の日プレゼントづくり
5月	3日(土)	バドミントンあそび
	11日(日)	あかちゃん金魚すくい
	17日(土)	ボラクラブ
6月	7日(土)	父の日プレゼントづくり
	15日(日)	児童館まつり
	21日(土)	ボラクラブ
	29日(日)	七夕飾りづくり

【幼児親子行事】

月	日(曜日)	日(曜日)
5月	8日(木)・9日(金)	13日(火)
6月	5日(木)・6日(金)	10日(火)

休館日 月曜日

使用済みの食用油の回収 環境経済課

ご家庭で使用済みの食用油の回収を町婦人会・生活学校の協力で、次のとおり実施しますので、ご利用ください。

【月 日】 3月14日(金)

【時 間】 午前9時30分～11時30分

【回収場所】 役場、中央公民館、松枝公民館、下羽栗会館

※新聞紙、牛乳パック、ダンボール、アルミ缶も同時に回収します。

子育てサロン「みんなで遊ぼう」
開催 子育て支援センター

町では、皆さんの子育てをサポートすることを目的に、乳幼児と保護者のかたが遊びをとおしてふれあう場、保護者のかたの交流の場として子育てサロンを開催します。

皆さん、お子さんと一緒にぜひ遊びに来てください。なお、当日は保育士や保健師が育児などの相談もお受けします。

【月 日】 3月14日(金)

【時 間】 午前10時～11時

【場 所】 第一保育所 遊戯室

【対象者】 乳幼児とその保護者

【問合せ先】 子育て支援センター

※予約の必要はありません。直接会場にお越しください。なお、車でお越しのかたは、中央公民館駐車場をご利用ください。

「働く人の心の健康講座」
地域活動支援センター ふなぶせ

ストレス社会といわれる現代で、自分や家族、周囲の人が健康でいられるために、心の健康問題について、一緒に学びませんか。

【日程・内容など】

開催日	時 間	内 容	講 師	場 所
3月8日(土)	受付13:00～ 開始13:30 ～15:30	働く人の心の健康	樹下晃代氏 (臨床心理士)	各務原市総合福祉会館(研究室)
3月29日(土)	受付13:00～ 開始13:30 ～15:30	いのちの電話の現場から	子安崇雄氏 (NPO法人 いのちの電話協会 理事・運営委員長)	岐阜市市民福祉活動センター(大会議室)

【対 象】 働く人の心の健康に興味のあるかた

【定 員】 各回50人(興味のある回のみ参加もできます)

【参加費】 無料

【申込先】 地域活動支援センターふなぶせ ☎245-8168



各種贈答品・冠婚葬祭セレモニーコンサルタント

有限会社 東海ギフト

BlueTree GROUP

笠松町北及1808 Tel.058-388-7330



航空宇宙産業に
貢献する

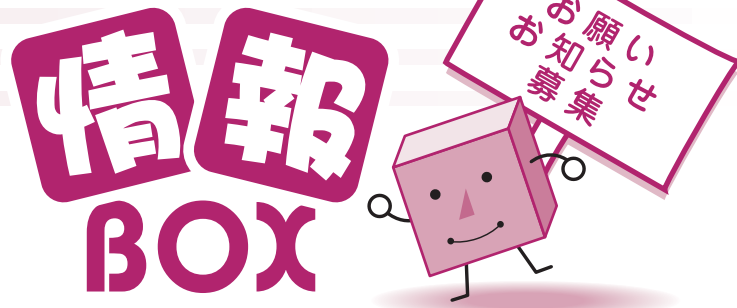
株式会社 光製作所

羽島郡笠松町中野

☎387-4361

〈お問い合わせは〉

役 場	☎388-1111	松枝公民館	☎387-0156
	FAX387-5816	総合会館	☎387-8432
北事務所	☎387-6266	福祉会館	☎387-1121
福祉健康センター	☎388-7171	子育て支援センター	☎387-2664
中央公民館 (町体育協会事務局)	☎388-3231	児童館	☎388-0811
教育文化課 学校教育担当	☎388-3926	町社会福祉協議会	☎387-5332
歴史民俗資料館	☎388-0161		



命を救う応急手当 AED(自動体外式除細動器)総務課

不整脈の一種である心室細動で心臓が停止した場合、1分除細動が遅れるごとに7%~10%救命率が減少すると言われ、人工呼吸、胸骨圧迫による心臓マッサージを行うとともにできるだけ早くAEDによって心臓に電気ショックを与えることが必要になります。

このため町では、町民の皆さんの安心・安全を守るため、AEDの設置と取り扱いの普及に努めています。

【町内公共施設などのAED設置場所】

- ①中央公民館(1階事務所前)
※イベントや大会時に貸し出しする場合があります。
- ②町民体育館(2階競技場入口フロア)
- ③松枝公民館(1階事務所前)
- ④総合会館(1階フロア)
- ⑤福祉会館(1階フロア)
- ⑥福祉健康センター(1階フロア)
- ⑦笠松中学校(2階職員室)
- ⑧笠松中学校(体育館入口フロア)
- ⑨笠松小学校(体育館入口フロア)
- ⑩松枝小学校(体育館入口フロア)
- ⑪下羽栗小学校((体育館入口フロア)
- ⑫南体育館(体育館南入口フロア)
- ⑬イベントや大会時の移動用(福祉健康課所有)
※AEDは施設開館時に利用できます。

普通救命講習を開催 羽島郡広域連合

消防署では、大切な命を救うために、応急手当の知識や技術を習得できる普通救命講習会を毎月第2日曜日に実施しています。

偶数月は、笠松町の西消防署を会場にして、AEDを使用した心肺蘇生法や応急手当法を習得していただきます。

講習は、9時から正午までの3時間で、定員は10人です。ご希望のかたは早めに消防署へ申し込んでください。なお、講習修了者には、普通救命講習修了証を発行します。

羽島郡広域連合 ☎388-1195

木曽川流域「川の駅」 シンポジウムを開催 企画課

木曽川流域の白川町、美濃加茂市、各務原市と川を通じた地域連携の取り組みとして、川の駅ネットワーク構想を立ち上げました。川を生かした地域づくりを推進するため、川沿いの人と人が触れあえる交流拠点を「川の駅」と位置づけ、観光や文化、歴史などの情報発信拠点、また、災害時の防災拠点としての活用などを検討しています。

その取り組みの一環として、笠松町が「川の駅」構想の拠点と位置づける「笠松みなの公園」で、「川の駅」シンポジウムを開催します。ぜひ、ご参加ください。

【日 時】3月29日(土) 午後2時から

【会 場】笠松みなの公園

【第1部】

講演会 木曽川交流拠点「川の駅」の取り組み

講 師 田中栄治氏(NPO法人地域交流センター代表理事)

【第2部】

シンポジウム「これからの流域ネットワークと木曽川の可能性」(仮)
パネリスト 森真各務原市長、渡辺直由美濃加茂市長、
広江正明笠松町長ほか

公共施設巡回町民 バスの運行について 企画課

公共施設巡回町民バス路線の一部変更に伴い、集合場所を移動します。

路線変更後は、本町通りを通過します。また、車イスの乗降によりバス発着時間に遅れが生じることがありますが、公共施設巡回町民バスの円滑な運行のため皆様のご理解とご協力をお願いします。

【変更する路線】「役場」「歴史民俗資料館前」の間

【移動する集合場所】歴史民俗資料館前

変更前 歴史民俗資料館駐車場前

変更後 歴史民俗資料館正面

【移動する日】4月1日から

【問合せ先】企画課

ごみの処理は(株)野々村商店に!! 株式会社 野々村商店

一般廃棄物収集運搬業
(笠松町許可)

岐阜市則松2丁目157番地
TEL 058-239-9921

産業廃棄物収集運搬処理業

瑞穂市野田新田3977-1
TEL 058-327-4030

不動産取引全般

赤門不動産

羽島郡笠松町北及

☎387-3304



〈各課直通電話〉

総務課	☎388-1111	建設課	☎388-1117
税務課	☎388-1112	水道課	☎388-1118
企画課	☎388-1113	会計課	☎388-1119
環境経済課	☎388-1114	議会事務局	☎388-1110
住民課	☎388-1115	教育文化課	☎388-3231
福祉健康課	☎388-7171	学校給食センター	☎387-5321
(役場窓口) ☎388-1116			

固定資産価格の縦覧

税務課

固定資産税の納税者の皆さんが、自己所有の土地や家屋の価格(評価額)について、周辺の土地・建物と比較し、価格の適正さについて「土地・家屋価格等縦覧帳簿」で確認していただくことができます。

なお、個人情報に関すること(所有者、課税標準額、税額)は縦覧の対象ではありません。

【縦覧期間】

4月1日(火)～4月30日(水)

※土・日曜日、祝日を除く

午前8時30分～午後5時30分

【縦覧場所】

笠松町役場 1階 税務課窓口

【縦覧できるかた】

(ア) 笠松町の固定資産税(土地・家屋)の納税者

(イ) アの納税者の同居の親族

(ウ) アの納税者の代理人(「委任状」の提示が必要です。)

【持ち物】

・本人、または本人と同居の親族であることが証明できるもの(納税通知書、課税明細書、運転免許証など)

・印鑑

・代理人のかたは「委任状」

※縦覧期間以外は、土地・家屋等縦覧帳簿の公開は一切できませんのでご了承ください。

※償却資産については、縦覧対象外ですので、閲覧の申請をしていただく必要があります。

電気のお引越しもお忘れなく

中部電力

3月は転勤・転居で引越しが多いシーズンです。引越しをされるかたは、お早めに中部電力にご連絡ください。

【連絡先】

中部電力 各務原営業所 ☎374-2100

4月1日から国民健康保険証が新しくなります

住民課

新しい保険証は、3月下旬にお手元に届くよう配達記録で郵送します。お手元に届きましたら、必ず記載内容を確認し、4月1日以降、医療機関で受診される際には、新しい保険証を窓口に掲示してください。なお、古い保険証はお使いにならないようハサミで切るなどして、ご自身で処分してください。

また、新しい保険証が届いたかたで、既に会社などに就職し職場の健康保険証をお持ちのかたは、速やかに職場の健康保険証・印鑑を持って、住民課へ届け出てください。※保険証が届かなかったり、不明な点があるときはお問い合わせください。

※後期高齢者医療に加入されるかたは、新たに岐阜県後期高齢者医療広域連合から保険証が届きますので国民健康保険証は届きません。

健口(けんこう)教室 ～生涯おいしく食べましょう!～ 参加者募集

福祉健康課

「お茶や汁物などでむせることがある」「口の渴きが気になる」「半年前に比べて固いものが食べにくくなった」。このような症状があるかたは、お口の機能が少し弱っている可能性があります。

町ではこのようなかたを対象に、お口の健康についての勉強会「健口(けんこう)教室」を開催します。生涯おいしく食事ができるようにこの機会にお口の健康を保つ秘訣を学びましょう。

【月 日】3月14日(金)

【時 間】午後1時30分～3時(受付は1時15分～)

【場 所】福祉会館(東陽町)

【対象者】65歳以上のかた

【内 容】お口の体操・お口の健康についての講話など

【講 師】歯科衛生士 【参加費】無料

【申込期限】3月10日(月) 【申込先】福祉健康課 健康担当

ゴミのことなら何でもお気軽にご相談下さい。

高島衛生工業(有)

〒501-6013 岐南町平成6-110 TEL 248-0089

<http://www.t-eisei.co.jp>



循環社会に奉仕する

有限会社 **内田商会**

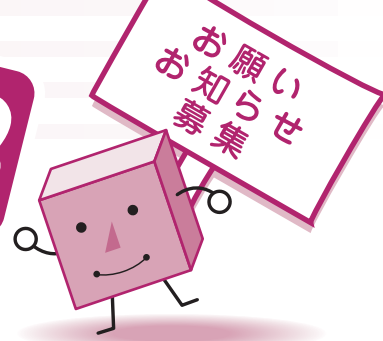
生活系ごみ 事業系ごみ
引越などの粗大ごみ

羽島郡笠松町大池町9番地の1
TEL 058-388-1006
FAX 058-388-0765

〈お問い合わせは〉

役 場	☎388-1111	松枝公民館	☎387-0156
	FAX387-5816	総合会館	☎387-8432
北事務所	☎387-6266	福祉会館	☎387-1121
福祉健康センター	☎388-7171	子育て支援センター	☎387-2664
中央公民館 (町体育協会事務局)	☎388-3231	児童館	☎388-0811
教育文化課 学校教育担当	☎388-3926	町社会福祉協議会	☎387-5332
歴史民俗資料館	☎388-0161		

情報BOX



岐阜県警察安全・安心メールの登録 不審者情報など配信

岐阜県警察では「岐阜県警察安全・安心メール」サービスを行っています。携帯電話、パソコンから簡単な登録をすることで、岐阜県下の事件の発生・検挙情報、不審者情報、イベント情報などが配信されます。

電子メールで、アドレス
bouhan_reg@portal.pref.gifu.lg.jp
に空メールを送信すれば登録できます。登録方法は、県警や県のホームページで掲載されています。

水道料金・下水道使用料が クレジットカードで 支払できます！

水道課

平成20年度第1期分(6月2日)納付から、お客さまの利便性向上のため、水道料金・下水道使用料のお支払い方法として、クレジットカード払いを開始します。

【対象】水道管の口径25ミリ以下を利用している一般世帯のかた。法人は対象外です。

【申込受付】平成20年3月24日から

【申込方法】

①役場窓口(税務課内)と水道課(北事務所)で申請する場合は、クレジットカードと認印をご持参ください。

②郵送で申請する場合は、申請書をお送りしますので、水道課までご連絡ください。または、町のホームページからダウンロードし、必要事項ご記入のうえ水道課まで郵送してください。

【利用できるクレジットカードの種類】



登録されると次からは、継続的にクレジットカードにより決済されます。

*役場や金融機関の窓口でクレジットカードを提示され、直接お支払いいただく方法ではありません。

【問合せ先】水道課

愛犬のしつけ教室を開催 岐阜保健所

岐阜保健所では、愛犬のしつけ教室を開催します。犬を飼い始めたかた、犬のしつけで困っているかたは、ぜひお申ください。

【日時】平成20年3月14日(金)午後1時30分～3時

【場所】岐阜県健康科学センター

ハイビジョンシアター(各務原市那加不動丘1-1)

【定員】80人

【参加費】無料

【問合せ先】岐阜保健所 生活衛生課☎380-3003

GIFFU 笠松丸いば

<http://www.kasamatsu-keiba.com/>

3月開催日

☆マーチカップシリーズ(第21回)

- 9日(日) 大垣共立銀行創立記念杯
- 10日(月) 早春特別
- 11日(火) 白鷺特別
- 12日(水) 春蘭特別(指定交流)
- 13日(木) 第35回マーチカップ(SPII)
弥生特別
たんぽぽ賞(指定交流)
つくし賞(指定交流)
- 14日(金) 第6回若草賞(SPIII)
橘特別



ファンサービス

※9日(日)・10日(月)は女性サービスデー 入場無料。

※9日(日) ふわふわ‘ミニ競馬場’登場

&

先着100人のお子様に‘お菓子’をプレゼント。

※9日(日) 先着入場500人にラッキーカードを配布。

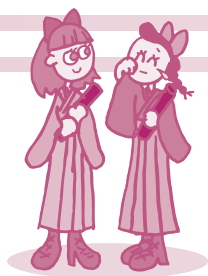
抽選でオリジナルエコバックをプレゼント。

広報紙・ホームページ・公共施設
巡回町民バスの広告を募集

自然にやさしい環境創造

Shonan
松南株式会社

〒501-6019 岐阜県羽島郡岐南町みやまち4丁目153番地
TEL.058-274-3224 FAX.058-276-0808



〈住所〉

役 場 〒501-6181 司町1	松 枝 公 民 館 〒501-6063 長池292
北 事 務 所 〒501-6081 東陽町44-1	総 合 会 館 〒501-6034 中野229
福祉健康センター 〒501-6063 長池408-1	福 社 会 館 〒501-6081 東陽町44-1
中央公民館 〒501-6083 常盤町6	子育て支援センター 〒501-6071 上新町172
歴史民俗資料館 〒501-6052 下本町87	児 童 館 〒501-6062 田代290
	町社会福祉協議会 〒501-6063 長池408-1

子ども支援員を募集

羽島郡二町教育委員会

羽島郡二町教育委員会では、小中学校などで子どもの学習や活動を支援するかた募集しています。

【募集期間】3月3日(月)～31日(月)

【募集人数】若干名

【募集資格】子どもの指導に熱意をもって取り組めるかた

【勤務時間】午前・午後の3時間程度
または午前9時～午後4時

【勤務場所】郡内小中学校
詳しくは、羽島郡二町教育委員会学校教育課
(☎245-1133)にお問合せください。

パートタイマーを募集 岐阜県地方競馬組合

岐阜県地方競馬組合では、パートタイマーを募集します。

【勤務地】笠松競馬場 羽島郡笠松町若葉町

【募集人員】5人

【応募方法】3月10日までに履歴書(写真貼付)を提出

【業務内容】勝馬投票券の発売窓口業務

【勤務時間】午前10時～午後5時10分(休憩45分)

【日 給】6,700円(交通費を含む)

【雇用期間】平成20年4月1日～21年3月31日

【勤務日】競馬開催日のうち、指定した日(年間100日)

【問 合 先】岐阜県地方競馬組合 労務課☎387-1183

女性モニターを募集 岐阜国道事務所

国土交通省岐阜国道事務所では、道について気づいたことを報告くださる女性モニターを募集しています。

【活動内容】道について日常生活の中で、感じていることをインターネットで簡単にレポートしていただくこと。道路担当者と直接意見交換するモニター会議や工事現場見学会に参加いただくこと。

【募集人数】40人程度

【モニター期間】平成20年4月1日～21年3月31日

【応募資格】①20歳以上の女性②岐阜国道事務所管内にお住まいのかた③インターネットに接続でき、パソコンのメール送受信が可能なかた④モニター活動に無償で協力いただけるかた

【応募方法】ホームページ『ぎふこくナビ』のモニター募集ページから応募ください。

URL:<http://www.gifukoku.go.jp>

【募集期間】3月20日(木・祝)まで

【問 合 先】国土交通省 中部地方整備局
岐阜国道事務所調査課 ☎271-9815

消防団員募集

～あなたの力を消防団に～ 総務課

消防団員は、「わがまちを災害から守る」という使命感のもと、さまざまな仕事を持ちながら、地域の防災リーダーとして幅広い活動を行っています。地域の安心・安全を守り、災害のないまちづくりのために、ぜひあなたの力をお貸しください。

【主な活動】

災害活動	火災、地震、台風などの災害が発生した場合には、消防署と連携して、消火活動や救出活動などを行い、住民を守っています。
予防広報活動	年末夜警や火災予防週間中に広報活動を行い、火災予防の呼びかけを行っています。
地域の防災リーダー	住民一人ひとりの防災力を高めるために、各地域の自主防災訓練の指導を行っています。
平日頃の教育・訓練	防火・防災活動には、専門的な知識と技術が必要です。消火技術や応急救護訓練を通じて、平日頃から消防団の災害活動力を高めています。

【入団資格】

- 消防団の管轄区域内(笠松町内)に居住、または勤務していること
- 年齢が18歳以上であること
- 地域防災への熱意があり健康であること
※女性のかたも歓迎します。

【団員の身分】

- 非常勤特別職の地方公務員です。
- 年間の報酬額(一定の額)が支給されるとともに、災害や訓練などの活動に対して、手当が支給されます。
- 活動に必要な被服などが貸与されます。
- 活動により負傷された場合には、条例に基づき補償されます。
- 一定期間勤務し退団した場合には、退職報償金が支給されます。

【問合先】

総務部総務課 消防防災担当

情報交流センターを廃止します 企画課

3月31日をもって、情報交流センター(北事務所1階:東陽町)を廃止します。

開設から5年半が経過し、一般家庭においてパソコンが普及してきたこと、センターの利用状況をみると、設置当初の目的を達成したことから、このたび廃止することになりました。

なお、4月1日以降は、情報検索などで活用できるよう、中央公民館2階の図書室にパソコンを設置しますので、ご利用ください。

3月の相談・保健



保健 (健診・予防接種・相談・教室など)

内 容	日(曜日)	受付時間	場 所
乳児健康診査・BCG予防接種	4日(火)	13:20~14:10	福祉健康センター
1歳6か月児健康診査・フッ化物塗布	6日(木)	13:10~13:50	
3歳児健康診査・フッ化物塗布	27日(木)		
お誕生教室	18日(火)	9:20~10:00	
にこにこ教室	6日(木)	9:20~ 9:30	福祉健康センター
歯みがき教室	4日(火)	10:00~11:30	福祉健康センター
	19日(水)	13:00~14:30	
プレバマクラブ	19日(水)	13:00~13:10	
育児相談・マタニティ相談	4日(火)	10:00~11:30	第一保育所
	12日(水)		
	19日(水)	13:00~14:30	福祉健康センター
	25日(火)	13:30~14:30	下羽栗会館
健康相談	4日(火)	10:00~11:30	福祉健康センター
	5日(水)	13:30~14:30	福祉会館
	25日(火)		下羽栗会館
障がい者巡回相談	26日(水)	10:00~11:30	福祉健康センター
心の健康相談	13日(木)	14:00~15:00	
転倒予防教室	13日(木)	13:30~15:15	総合会館
	26日(水)		
貯筋(ちよきん)くらぶ(筋力アップ教室)	5日(水)	9:30~11:15	福祉健康センター
	19日(水)		
ふれあいひろば(認知症・閉じこもり予防教室)	12日(水)	13:30~15:15	
ふれあい喫茶	10日(月)	10:00~11:30	総合会館
	11日(火)		福祉健康センター
	14日(金)		福祉会館
献血	12日(水)	9:00~10:30	中部サイデン(株)
		11:30~13:00	岐阜信用金庫
		14:00~16:00	福祉健康センター

図書室休室日のお知らせ

今月のお休みは、3月23日(日)・31日(月)です。
図書室には、毎週新しい本が入ってきます。
新着本は、ホームページの蔵書検索からご覧いただけます。



相談

内 容	日(曜日)	受付時間	場 所
心配ごと相談	担当地域民生委員の在宅相談		
悩みごと相談	5日(水)	13:00~15:00	福祉会館
	19日(水)		
行政相談	在宅相談 行政相談委員 岩田 修 宮川町57 ☎387-3718 川口 淑 門間666 ☎388-2178		
人権相談	在宅相談 人権擁護委員 保母勝壽 弥生町30 ☎387-2782 則竹 緑 東陽町36-3 ☎387-9625 後藤 稔 北及1183 ☎388-1495 廣瀬とし子 長池263-2 ☎388-1906 杉原貴子 中野256 ☎388-1496 杉山詞一 円城寺1443 ☎387-7867		
身体障がい者相談	在宅相談 身体障害者相談員 南谷隆行 上本町26 ☎387-2247 早水春生 西宮町131 ☎388-0029 河尻和男 北及1902 ☎387-5788 堀場靖隆 円城寺929 ☎388-3791		

企画展
鉛筆の歴史
にみる
笠松の歴史

20年3月1日(土)~3月23日(日)

入館料無料 休館日は月曜日
空松町歴史民俗資料館 空松町下本町87
TEL:058-388-0161 FAX:058-388-0185

企画展
鉛筆画にみる笠松の歴史
歴史民俗資料館

【会期】3月1日(土)~23日(日)
【開館時間】午前9時~午後5時
【休館日】月曜日
【入館料】無料

3月16日家庭の日

今月のテーマ

家族みんなで、家のまわりをきれいにして
住みよい環境をつくりましょう

今月の納税・納付

介護保険料 10期分

納期限 **3月31日(月)まで**

4月から国民年金保険料の額が変わります

平成20年度の国民年金保険料は14,410円です。保険料は納付期限までに納めましょう。



納付書で保険料を納めているかたの場合

社会保険庁から4月上旬に平成20年度(1年分)の納付書が送付されますので、お近くの金融機関などで納めていただきますようお願いします。

ただし、19年度に免除などが承認されているかたは、免除期間終了後に納付書が送付されます。

〈問合せ〉
岐阜南社会保険事務所
☎273-6161

口座振替を利用して納めているかたの場合

平成20年度分以降についても、申し出されている振替方法で継続して振替がされます。(納付書は送付されません)
なお、振替方法の変更を希望されるかたは届出が必要となりますので、お早めに手続きしてください。

※「毎月納付(当月振替)」、「6カ月前納」、「1年前納」をされるかたには、保険料の割引があり大変お得です。ぜひ、ご利用ください。(割引額については毎年見直し定められます)

●引き落とし日

引き落とし日は毎月末日、前納の場合は、毎年4月末(1年前納または6カ月前納)および10月末(6カ月前納)となります。末日が土曜日、日曜日、祝祭日などで金融機関が休みの場合は、翌月の最初の金融機関営業日になります。

●振替不能となった場合

振替日に残高不足などにより振替ができなかった場合は、翌月の振替日に当月分と併せて2カ月分の振替を行います。再振替により振替ができなかった場合には納付書を送付しますので、納付書により現金でお近くの金融機関などで納めていただくことになります。

なお、前納が振替不能となった場合は、前納としての取り扱いができなくなり、毎月納付の口座振替として、当月分を翌月末に引き落とししていくことになります。(ただし、申し出により年度の途中でも再度、残りの月分について納付書で前納することができます)



本当に怖い煙

羽島郡広域連合
☎388-1195

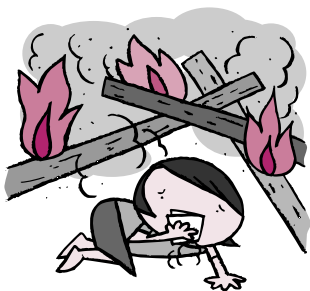
火災による死者の大部分は煙によるものです。煙は思ったよりずっと速く進み、横方向より上方向に進むスピードが速いのです。

目に見える煙、見えない煙(有毒ガス)の危険を常に心にとどめ、煙に対する正しい避難方法を理解しておいてください。

1. 煙の中を避難する時は、できるだけ姿勢を低くし、煙を吸わないようにする。
2. バンカチやタオルを水に濡らして軽くしぼり、口と鼻にあてる。(近くに水がない場合は、無理に濡らす必要はありません)
3. 呼吸は小さく鼻から行い、煙を深く吸い込まないようにする。
4. 走ったり騒いだりすると、深く呼吸をして煙を吸い込むので注意する。
5. 着替えなどに気を取られ

ることなく、すばやく逃げる。
6. 一度外に出たら、絶対に中に戻らない。
消防法の改正により、住宅にも住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。先に義務化されているアメリカでは普及率が90%を超え、火災による死者の減少に大変な効果をもたらしています。

自分の身を守るためにもできるだけ早く、住宅用火災警報器の取り付けをお願いします。



な か ま



バドミントンでストレス解消 松枝バドミントンクラブ

松枝バドミントンクラブのメンバーは、まだ現役で活動している人が多いサークルです。仕事が終わって夕食を済ませ少しの時間でも屋内運動場に来てバドミントンやおしゃべりなどを楽しんでいきます。勝敗にかかわらず、体力づくりや仲間づくりを合言葉にみんなで活動しています。バドミントンにチャレンジしてみたいと思うかたは、ぜひ一度遊びに来てください。お待ちしています。



〔場所〕 松枝小学校屋内運動場
〔連絡先〕 伊藤雪江宅（田代）
午後7時30分～

☎38714002

おなまえ **大郷 日晴くん** (西金池町)

平成19年3月20日生

大郷 裕之・綾子さんの子



絵本とうたが大好きな日晴です！

音楽が響こえてくると思わず体を揺らしてリズムに乗っちゃうよ♪
たくさんあそんで、
楽しいこといっぱいみつきたいなあ〜♡

おなまえ **岩田 小梅ちゃん** (円城寺)

平成19年3月22日生

岩田 漢・サンディさんの子



はじめまして。

くいしん坊のうめちゃんです。
春になったらあひよも、上手になるかなあ？
はな飾ちゃん、いっしょにお散歩してね。



まちの人口

平成20年2月1日現在

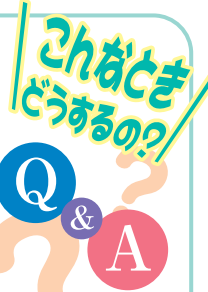
前月比

人口 22,478人 (増 11)
男 10,833人 (増 1)
女 11,645人 (増 10)
世帯数 7,972世帯 (増 9)



【問合先】福祉健康課

Q 妊娠したので母子手帳が必要と聞いていますが、どこでいただけるのでしょうか。
A 母子健康手帳は、妊産婦の健康管理、乳幼児の養育に必要な情報や健康診査や小学校就学前までの健康診断・予防接種・歯科検診などが記録されるものです。手帳は役場と福祉健康センターの福祉健康課でお渡しします。手続きには、医療機関から発行される妊娠証明書をご持参ください。
また、妊婦さん同士の交流の場プレバマクラブやマタニティー相談も開催しています。日時などは広報でご確認ください。



このコーナーでは、日ごろ町民の皆さんから役場へ寄せられる質問・意見などを回答とともに紹介します。

●発行・編集／笠松町・企画課 〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町1 ☎058-388-1113 FAX.058-387-5816

ホームページアドレス <http://www.town.kasamatsu.gifu.jp/>